

## 育児介護休業制度 新設ポイント①

3月10日本部は、団体交渉において「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度の新設及び改正の提案を受けました。

### 短時間勤務のポイント

- ・ 所定労働時間は6時間！
- ・ 勤務種別は日勤！
- ・ 実勤務時間帯は原則9：00～16：00！
- ・ 休憩時間は1時間、拘束時間は7時間！
- ・ 期間は原則として1箇月以上！
- ・ 賃金は1時間につきA単価を減額！
- ・ 期末手当は累計時間を欠勤扱いにして計算！

### 短時間勤務の対象外は

- ・ 乗務割交番により従事する乗務員！
- ・ 駅、車両区所で作業ダイヤによる出面要員！

### 対象者になるには

- ・ 短時間勤務を適用することができる業務に担務変更または配置転換！

育児関係の制度はこれだ！

組合員の意見を集約して要求を本部へ！